

「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」策定

去る二月、本会の新たな中期計画である「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」がまとまりました。

本会では、昭和六十三年に「県民の主体的参加による地域福祉の実現」を目指した「活動推進計画」を策定以来、平成四年、同九年、同十三年と、各時代の県民ニーズや社会動向を踏まえた計画を策定してきました。今回の計画は平成十八年度から同二十二年度までの五か年を計画期間として「一人ひとりの主体的な参加による公私協働の福祉コミュニティづくり」を目標にしたもので、その概要を紹介いたします。

計画の趣旨

今回策定した活動推進計画は、今後五か年の本会の事業及び運営に関する指針であり、事業の実施にあたっては、神奈川県内の地域福祉支援計画との積極的な連携・協働を図っていきます。

県地域福祉支援計画では、「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり」を基本目標に掲げ、本会との協働・連携により地域福祉の推進に取り組むことが明記されていますが、この基本目標は、本会がこれまで推進してきた県民運動の「ともしび運動」の理念である「ともに生きる福祉社会づくり」―地域の様々な社会福祉の資源の参加と協働による地域福祉の推進―と通じるものです。

今回の活動推進計画は、この地

域福祉支援計画と理念を共有しつつ、幅広い方々から構成される本会の特色を活かす方向で策定したものとなっています。

計画の目標

本計画では「一人ひとりの主体的な参加による公私協働の福祉コミュニティづくり」を目標として掲げています。これは地域福祉の推進のため、障害の有無、世代、国籍や文化の違いを越え、すべての人がその存在を認め合い、安心して心豊かに、生き生きと支え合い暮らすことができる「福祉コミュニティ」を、一人ひとりの主体的な社会参加と、県・市町村をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉施設、ボランティア・当事者団体等、様々な公私の協働により目指すことをねらいとするものです。

四つの重点項目と計画事業

計画は、目標達成のための四つの重点項目と、二十五の計画事業（次頁、計画事業体系図参照）から構成されています。重点項目のうち三つは本会の事業内容に関するもので、一つは本会の組織・経営基盤の強化に関するものです。

これら四つの重点項目と計画事業が着実に推進できるよう、年度ごとに重点事業を設定します。

①だれもが参加でき、ともに支え合う機会づくり

平成十八年度に三十周年を迎える「ともしび運動」の理念のもと、さまざまな層の県民への地域福祉についての意識啓発や、教育関係をはじめとする幅広い関係機関・団体との協働により、県民への福祉意識の啓発・醸成等の充実を図ります。特にボランティアや当事者等に対する活動支援、障害者等へのIT普及の推進を通じた社会参加の促進、サラリーマンシニア等新たな高齢者層（特に平成十九年に大量に退職を迎える団塊の世代を中心とした層）に向けた社会参加の機会づくり等を通して、コミュニティ形成の促進に取り組みます。

②生活圏域を基盤とする地域福祉の推進

各市町村社協や社会福祉法人・施設、団体・機関、また民生委員児童委員や保護司、NPOなど地域における様々な関係者との協働により、日常生活圏域（市町村域）広域といった、それぞれの圏域における地域福祉の推進をはかります。様々な主体が連携・協働して日常生活圏域での生活課題解決に取り組めるよう支援するとともに、地域の情報・人・場所等の資源をつなぐ役割を担う人材の育成等に取り組みます。また本会の会員で構成する各部会や種別協議会、連絡会等の自主的な活動に対する支援と実践を通じて得られた課題の共有を促進し、協働事業等により、市町村域・広域における課題解決を図っていきます。

③安心して生活できるためのサービス

高齢者・障害者の権利侵害を防止するため、権利擁護相談や福祉サービスの利用援助、福祉サービス利用者からの苦情解決に取り組みます。社会福祉施設経営法人や福祉施設等が質の高いサービスを提供できるよう、特に本会福祉施設関係部会での協議・研修等の活動等を支援するとともに、事業者による「サービスの自己点検・評価活動」の促進を図ります。併せて、第三者評価機関として福祉サ